

「新型コロナウイルス関連情報」

(その50: 非常事態宣言の継続及び日本の水際対策(検査証明書の更新))

【ポイント】

- 東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計感染者は、7月1日までの発表で、現在まで9, 278人となっています。
- 東ティモール政府は、非常事態宣言を更に継続することを決定しました。継続の期間は、7月2日0時00分から7月31日23時59分までの30日間です。また、変異株(デルタ株)への警戒のため、新たな防疫措置も発表されています。
- 日本政府は、日本への帰国・入国に際する出国前検査(検査証明書)に「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」につき有効な検体に追加しました。

(本文)

1 新型コロナウイルス感染状況

東ティモール国内での新型コロナウイルスの累計感染者は、7月1日までの発表で、現在まで9, 278人となっています。新規感染者数は以前に比べ低い数値で推移しているものの、未だ日々の増減の変化が大きく、安定的に減少に向かっているとは言えない状況です。新規感染者数の状況については、引き続き注視していく必要があります。

また、国内ではワクチン接種が進んでおり、在留邦人の皆様におかれても、2回の接種を終了した方もおられると思いますが、ワクチン接種後も気を緩めることなく、今まで同様、マスク着用、手洗いの励行やソーシャルディスタンスの確保等、新型コロナウイルスの感染予防を引き続き行うことが肝要です。

○在東ティモール日本国大使館ホームページ

<http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

○東ティモール保健省フェイスブック

<https://web.facebook.com/MinisteriodaSaudeTL/>

2 デイリにおける非常事態宣言の継続

(1)東ティモール政府は、非常事態宣言を更に継続することを決定しました。継続の期間は、7月2日0時00分から7月31日23時59分までの30日間です。また、東ティモール政府は、隣国インドネシアでの変異株(デルタ株)の感染状況を踏まえ、国内への変異株の進入防止に神経をとがらせています。今般の非常事態宣言の継続とともに、変異株(デルタ株)への警戒のため、国境の監視強化や入国する全ての人々に

対し、最大5日間の防疫措置(検査による陰性結果の確認及びそのための隔離措置)を行うことを発表しています。

(2)ディリに発出されていた外出規制措置は既に解除されており、社会活動の再開や人流の増加が顕著になっています。一方ディリ県とバウカウ県での「Sanitary Fence」の措置は引き続き継続され、県外への移動には制限が課せられていますので注意してください。在留邦人の皆様におかれては、引き続き新型コロナウイルスの感染状況や治安状況に留意してください。

3 日本での水際対策: 出国前検査(検査証明書)に「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」が有効な検体に追加

(1)日本政府は、日本への帰国・入国に際する出国前検査(検査証明書)に「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」につき有効な検体に追加しました。それに伴い、厚生労働省所定の検査証明書フォーマットも更新されています。

(2)日本へ帰国を検討(予定)されている方は、厚生労働省が発表する最新の水際対策を確認するとともに、検査証明書についても最新のフォーマットを使用することをお勧めします。

○厚生労働省ホームページ(水際対策に係る新たな措置について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○外務省ホームページ(新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(PC版・スマートフォン版)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

○厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

(厚労省のヘルプデスク連絡先)

- ・外国からかける場合: +81-3-3595-2176(日本語, 英語対応可)
- ・対応時間: 日本時間の9:00~21:00(土日含む)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。
第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」に是非登録をお願いします。
(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

【問い合わせ先】

●在東ティモール日本国大使館領事・警備班

住所: Avenida de Portugal, Pantai Kelapa, Dili, Timor-leste

電話: (国番号+670)332-3131~2 緊急電話: 7723-1127

ホームページ: <http://www.timor-leste.emb-japan.go.jp>

メール: ryoji.timor-leste@di.mofa.go.jp

(了)